

# 新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作に際して、業務委託事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し必要なことを定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務
- (2) 業務内容 別添「新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 1 9 日（金）まで
- (4) 上限額 2, 4 0 7, 9 0 0 円（消費税額及び地方消費税額込み）

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における新温泉町での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 新温泉町入札参加資格者指名停止基準別表第 1 又は別表第 2 に掲げる措置要件に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けている者を除く。
- (5) 新温泉町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 過去 5 年間で、本業務と同種又は類似業務の受託実績が 1 回以上あること。

## 4 公募型プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 7 年 4 月 2 2 日（火）
質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時
質問書の回答期日	令和 7 年 5 月 8 日（木）
参加資格宣誓書の提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時
企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 5 時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午前 1 0 時～
選定委員会	ヒアリングと同日
選定結果の通知	令和 7 年 5 月 2 9 日（木）までに
契約書の締結	最終協議後すみやかに

## 5 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を町へ提出すること。

### (1) 参加資格宣誓書

- ア 提出書類 プロポーザル参加資格宣誓書（様式第1号）
- イ 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで
- ウ 提出方法 メール、郵送（必着）又は持参

### (2) 質問

- ア 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時必着
- イ 提出書類 質問書（様式第2号）
- ウ 提出方法 メール（事務局メールアドレス宛）
- エ 回 答 提出された質問の要旨とその回答を令和7年5月8日（木）までに全参加事業者に対しメールで回答する

### (3) 提案辞退

- ア 提出期限 令和7年5月15日（木）午後5時まで
- イ 提出書類 参加辞退届出書（様式第号）
- ウ 提出方法 メール・郵送・持参

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること

### (4) 企画提案書等

本プロポーザルに参加する者は、仕様書を踏まえた企画提案書等を制作し、下記①～④の順序で製本し、インデックスを付け、A4ファイル等で提出すること。

#### ア 提出書類

##### ①企画提案書（提案書はA4版任意様式。枚数制限なし。）

- ・原則、仕様書に則した内容であること。
- ・具体的な提案を文章のみでなく、参加者の能力をわかりやすくアピールするよう努めること。必要に応じて資料の添付も可。
- ・企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン、各ページの展開案、デザイン案、ページ数及び装丁など、具体的な提案とすること。なお、本文はダミー文書でよい。
- ・動画に関しても、企画コンセプト及び映像展開案等を具体的に提案すること。
- ・事業費の範囲内で仕様書に記載の目的を達成するために有効な提案があれば自由に提案することができる。
- ・企画提案書を制作するにあたり、フォトライブラリー、広報しんおんせんや町の刊行物の写真等を引用することができる。
- ・過去5年間に手掛けた他自治体の記念誌等で本町の仕様と比較的近いと思われる印刷物を1種類以上提出すること。

##### ②業務体制調書（任意様式）

業務の実施体制、分担業務内容を明記すること。

##### ③見積書（様式第3号）

##### ④契約実績書（様式第4号）

イ 提出部数 正本1部 副本6部

※審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書等については社名等を正本（1部）にのみ記載し、副本には社名等を表示しないこと。

ウ 提出期限 令和7年5月15日（木）午後5時まで

エ 提出方法 郵送（必着）又は持参

オ 提出先 事務局

※持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

※提出期限までに届かなかった企画提案書等は、無効とする。

## 6 提案内容の審査

### (1) 一次審査（企画提案書等書類審査）

#### ア 審査方法

5者以上から提案があった場合、関係書類について評価基準により企画課で書類審査を行い、得点の高い順に上位4者までを二次審査の対象として選定する。

#### イ 一次審査結果の通知

二次審査の対象から外れた者には、令和7年5月21日（水）までに書面とメールで通知する。なお、二次審査の対象として選定された者には、二次審査の日程等を記載する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した提案者は、新温泉町制20周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の委員に対し、提出した企画提案書等のプレゼンテーションを行う。

#### ア 実施日時・場所

日時：令和7年5月27日（火） 10時から

場所：新温泉町役場2階 会議室

#### イ 方法

##### ①内容及び説明者

プレゼンテーションは、企画提案書等の内容に沿ったものとし、本業務を直接的に担当する者が行う。ただし、質疑の応答については、その限りではない。なお、追加資料及び資料の差し替えは認めない。訂正がある場合は、プレゼンテーション時に説明する。

##### ②持ち時間

提案説明30分以内（機器を設置する場合、その接続時間は含まない）、質疑応答15分とする。類似業務の実績や事業者が所有する映像等を動画でも紹介することができるものとする

##### ③参加人数

会場に入室できるのは、説明者を含め3名までとする。

##### ④機器等の使用

プロジェクター、スクリーン及びHDMIは事務局が用意する。その他に必要なものがある場合は事前に申し出ること。

## 7 選考要領

### (1) 選定委員会

公募型プロポーザルによる最優秀提案者の選考は、新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務委託に係る事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。選定委員会は、副町長、総務課長、総合支所長、生涯教育課長、企画課長の 5 人とする。

### (2) 選考方法

選定委員会において、各委員の審査を踏まえ総合的に判断し、本事業について最も適切な者（最優秀提案者）を候補者として選考し特定するものとする。なお、公募型プロポーザルに参加する者が 1 者となった場合でも選考は実施する。

### (3) 選考結果

選考結果においては、各参加事業者に書面で通知する。なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

## 8 審査及び評価基準

審査は企画提案書に関するヒアリングを行った後、別に定める新温泉町制 20 周年記念誌及び記念式典用オープニング動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行うものとする。各参加事業者の提案書内容を、以下の評価項目において、各基準により評価する。審査要領に定める基準得点（総合得点の 60%）以上の者で総合得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、次に総合得点が高い者を次点者として選定する。なお、参加事業者が 1 者の場合、審査結果が基準得点以上の場合は、その者を最優秀提案者とする。

評価項目	審査基準	配点
全体コンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>全体コンセプトの主旨を理解した上で、制作方針とそれに期待される効果が明確に示されているか。</li><li>誌面全体を通して、コンセプトが効果的に反映され、町民に伝わるものになっているか。</li><li>記念式典動画も同様のコンセプトを反映させたものになっているか</li></ul>	10
企画・構成案	<ul style="list-style-type: none"><li>町民が読みたくなるような、魅力的で斬新な企画・構成が提案されているか。</li><li>企画の実現性が確保されているか。</li></ul>	25
デザイン案	<ul style="list-style-type: none"><li>企画・構成案を効果的かつ訴求力の高い表現力で紙面に反映させていか。</li><li>写真や記事をどのようなバランスで配置するかについて具体的に提案・工夫されているか。（レイアウト）</li></ul>	25
提案・助言・支援	<ul style="list-style-type: none"><li>独自の企画、創意工夫を加えた点に関する提案・助言・支援内容について具体的に記載されており、本町にとって有意義な内容となっているか</li></ul>	10

作業スケジュール及び作業分担	・企画・制作までの作業を実施することを理解した上での実効性のあるスケジュールと、委託者と受託者側の作業分担が明確に示されているか。	10
実施体制	・本事業に向けて適切な対応体制が示されているか。	15
業務実績	・本業務と同様の業務実績が十分であるか。また、その内容が優れているか。	5
総合得点		100

## 9 審査結果の通知

審査結果及び提案者の評価点は、令和7年5月29日（木）までに全ての提案者に書面とメールで通知する。

## 10 契約調整及び見積書の提出

優先交渉権者は、委託者と令和7年6月4日（水）までに仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

## 11 契約の締結

前項の協議が整った場合、すみやかに契約を締結する。

## 12 留意事項・その他

- (1) 企画提案書等の制作、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類が期限内に提出されない
  - イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない
  - ウ 提出書類に虚偽の記載がある
  - エ 提案上限額を超えた提案である
  - オ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席
  - カ その他、本実施要領の規定に合致していないと認められる場合
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルを実施するために必要な場合、複写・複製することがある。ただし、本プロポーザル以外の目的で、提案者に無断で使用することはない。
- (6) 提出された書類は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、新温泉町情報公開条例（平成17年10月1日条例第16号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する問合せには一切応じず、異議申し立ても受け付けない。
- (8) 見積金額は、契約金額を保証するものではなく、本業務に係る経費の見込み額とする。

※この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に関し必要な事項については、新温泉町プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領に定めるものとする。

13 事務局

新温泉町企画課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1

電 話 : 0796-82-5624

メール : [kikaku@town.shinonsen.lg.jp](mailto:kikaku@town.shinonsen.lg.jp)